

消防設備等(南部及び西部)  
及び発電機地下タンク点検業務委託

特 記 仕 様 書

平成 3 0 年度

岡山県広域水道企業団

# 目次

## 第1章 共通事項

- 第1節 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第2節 点検概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第3節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## 第2章 消防設備等(南部及び西部)点検業務委託

- 第1節 点検場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第2節 点検内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第3節 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

## 第3章 点検時期

- 第1節 点検時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

## 第4章 消防機関への報告

- 第1節 消防機関への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

## 第1章 共通事項

### 第1節 適用範囲

この特記仕様書は、「消防用設備等(南部及び西部)及び発電機地下タンク点検業務委託」に適用するものである。

### 第2節 点検概要

本業務は消防用設備等について消防法第17条の3の3で定める定期的な機能点検および総合点検を行うものである。

また、地下タンクにおいては消防法第14条の3の2で定める定期的な点検を行うものである。

さらに、建築防火設備(防火戸等)について建築基準法第8条により正常に維持されていることを確認する。

### 第3節 一般事項

1. 提出書類は別途担当職員の指示したものとする。
2. 点検業務等にあたっては十分に現地調査を行い、企業団担当職員の承認を受け実施するものとする。
3. 点検業務等は、熟練された技術者(資格を要する点検等においては有資格者)を派遣し一切の点検及び試験等を行うと共に、担当職員が技術的等の問い合わせを行った場合はそれに答えなければならない。又、担当職員は、試験等の実施時には立会いを行う。
4. 点検業務等の実施にあたって労働安全衛生法で定められていることを遵守し労働災害を防止することはもちろん、危険予知活動等により災害防止措置を十分に行うこと。
5. 本仕様書に明記していない事項であっても、点検及び試験等で当然必要と認められるものは、受託者に於いて無償で実施するものとする。
6. その他詳細については、担当職員と協議の上、その指示に従うものとする。

## 第2章 消防設備等(南部及び西部)及び発電機地下タンク点検業務委託

### 第1節 点検場所

- (1)岡山浄水場 岡山市東区寺山650
- ①管理棟
  - ②薬注棟
  - ③導水ポンプ棟
  - ④送水ポンプ棟
  - ⑤電気棟
  - ⑥浄水池(流入側)
  - ⑦浄水池(流出側)
  - ⑧No. 1, 2沈澱池
  - ⑨No. 3, 4沈澱池
  - ⑩No. 1ろ過池
  - ⑪No. 2ろ過池
  - ⑫No. 1送水ポンプ井
  - ⑬No. 2送水ポンプ井
  - ⑭排水排泥池
  - ⑮共同溝
  - ⑯電気棟 西側 屋外地下タンク
- (2)南部系場外施設
- ①山陽中継ポンプ場 赤磐市日古木523
  - ②山陽第2中継ポンプ場 赤磐市下市729-3
  - ③赤坂中継ポンプ場 赤磐市北佐古田字奥1214
  - ④吉井中継ポンプ場 赤磐市八島田1580
  - ⑤佐伯第1中継ポンプ場 和気郡和気町矢田1072-9
  - ⑥佐伯第2中継ポンプ場 和気郡和気町南山方259-5
- (3)総社浄水場 総社市井尻野504-1
- ①取水ポンプ棟
  - ②送水ポンプ棟
  - ③管理棟
  - ④倉庫
- (4)西部系場外施設
- ①総社第1中継ポンプ場 総社市槇谷2657
  - ②総社第2中継ポンプ場 総社市久代2551-4
  - ③総社第3中継ポンプ場 総社市新本4959-12
  - ④賀陽第1中継ポンプ場 加賀郡吉備中央町岨谷2151-5
  - ⑤賀陽第2中継ポンプ場 加賀郡吉備中央町岨谷8-4
  - ⑥賀陽第3中継ポンプ場 加賀郡吉備中央町上竹3823-1
  - ⑦美星第1中継ポンプ場 井原市美星町宇戸1355-4

⑧美星第2中継ポンプ場	井原市美星町宇戸1127-16
⑨総社第1調整池・小寺	総社市小寺1704
⑩総社第1調整池・見延	総社市見延1909
⑪総社第2調整池	総社市秦2096-9
⑫総社第3調整池	総社市久代1957-2
⑬総社第2供給地点	総社市秦1657-10

## 第2節 点検内容

点検内容は以下とする。

- ・消火器具点検試験

機器点検時

機器点検及び総合点検時の年2回

別紙、消火器台帳により以下をそれぞれ行う。

外観点検

内部点検

内部点検及び放射試験

- ・屋内消火栓設備点検試験

機器点検

機器点検及び総合点検の年2回

消火栓

起動用スイッチ

加圧送水装置

水源

呼水装置

(※ 消火栓ホースは、製造年から10年経過していない為、耐圧性能における点検は行わない。)

- ・自動火災報知設備点検試験

機器点検

機器点検及び総合点検の年2回

受信器

副受信器

中継器

発信器

表示灯

音響装置

熱感知器

煙感知器

(試験機能を有する感知器については受信器記録装置の記録により確認する)

- ・誘導灯及び誘導標識点検試験

機器点検時

機器点検及び総合点検時の年2回

- 誘導灯
- ・排煙設備点検試験(建築防火設備)
  - 年次点検の年1回
  - 防火戸
  - 電動シャッター
  - 排煙窓
  - 上記動作専用煙感知器

(1)岡山浄水場

①管理棟

- 1) 消火器具点検試験
- 2) 屋内消火栓設備点検試験
- 3) 自動火災報知設備点検試験
- 4) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- 5) 排煙設備点検試験

②薬注棟

- 1) 消火器具点検試験
- 2) 屋内消火栓設備点検試験
- 3) 自動火災報知設備点検試験
- 4) 誘導灯及び誘導標識点検試験

③導水ポンプ棟

- 1) 消火器具点検試験
- 2) 自動火災報知設備点検試験
- 3) 誘導灯及び誘導標識点検試験

④送水ポンプ棟

- 1) 消火器具点検試験
- 2) 自動火災報知設備点検試験
- 3) 誘導灯及び誘導標識点検試験

⑤電気棟

- 1) 消火器具点検試験
- 2) 自動火災報知設備点検試験
- 3) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- 4) 発電機用重油地下タンク及び配管の漏洩点検試験

⑥浄水池(流入側)

- 1) 消火器具点検試験
- 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験

⑦浄水池(流出側)

- 1) 消火器具点検試験
- 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験

⑧No. 1, 2沈澱池

- 1) 誘導灯及び誘導標識点検試験

- ⑨No. 3, 4沈澱池
  - 1) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ⑩No. 1ろ過池
  - 1) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ⑪No. 2ろ過池
  - 1) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ⑫No. 1送水ポンプ井
  - 1) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ⑬No. 2送水ポンプ井
  - 1) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ⑭排水排泥池
  - 1) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ⑮共同溝
  - 1) 誘導灯及び誘導標識点検試験

(2) 南部系場外施設

- ①山陽中継ポンプ場
  - 1) 消火器具点検試験
  - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ②山陽第2中継ポンプ場
  - 1) 消火器具点検試験
  - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ③赤坂中継ポンプ場
  - 1) 消火器具点検試験
  - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ④吉井中継ポンプ場
  - 1) 消火器具点検試験
  - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ⑤佐伯第1中継ポンプ場
  - 1) 消火器具点検試験
  - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
- ⑥佐伯第2中継ポンプ場
  - 1) 消火器具点検試験
  - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験

(3) 総社浄水場

- ①取水ポンプ棟
  - 1) 消火器具点検試験
- ②送水ポンプ棟
  - 1) 消火器具点検試験
  - 2) 自動火災報知設備点検試験

- 3) 誘導灯及び誘導標識点検試験
  - ③管理棟
    - 1) 消火器具点検試験
    - 2) 自動火災報知設備点検試験
    - 3) 排煙設備点検試験
  - ④倉庫
    - 1) 消火器具点検試験
- (4) 西部系場外施設
- ①総社第1中継ポンプ場
    - 1) 消火器具点検試験
    - 2) 自動火災報知設備点検試験
    - 3) 誘導灯及び誘導標識点検試験
  - ②総社第2中継ポンプ場
    - 1) 消火器具点検試験
    - 2) 自動火災報知設備点検試験
    - 3) 誘導灯及び誘導標識点検試験
  - ③総社第3中継ポンプ場
    - 1) 消火器具点検試験
    - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
  - ④賀陽第1中継ポンプ場
    - 1) 消火器具点検試験
    - 2) 自動火災報知設備点検試験
    - 3) 誘導灯及び誘導標識点検試験
  - ⑤賀陽第2中継ポンプ場
    - 1) 消火器具点検試験
    - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
  - ⑥賀陽第3中継ポンプ場
    - 1) 消火器具点検試験
    - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
  - ⑦美星第1中継ポンプ場
    - 1) 消火器具点検試験
    - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
  - ⑧美星第2中継ポンプ場
    - 1) 消火器具点検試験
    - 2) 誘導灯及び誘導標識点検試験
  - ⑨総社第1調整池・小寺
    - 1) 消火器具点検試験
  - ⑩総社第1調整池・見延
    - 1) 消火器具点検試験
  - ⑪総社第2調整池



- 1) 消火器具点検試験
- ⑫総社第3調整池
  - 1) 消火器具点検試験
- ⑬総社第2供給地点
  - 1) 消火器具点検試験

### 第3節 そ の 他

- ① 誘導灯点検時に蛍光灯が切れているものを発見した場合は、企業団から支給される蛍光灯と適宜交換する。またバッテリー切れを発見した場合は、その場所を図示し、バッテリー型式を直ちに報告するとともに、企業団から支給されるバッテリーと適宜交換すること。
- ② 消火器点検時に不良が発見され取替が必要な消火器が発生した場合は、企業団から支給される消火器と適宜交換すること。また、新規消火器に交換する際は管理番号シールを貼り付けること。
- ③ 点検済みの機器には点検済証シール（A，B，X）を貼り付けること。
- ④ 防火戸、排煙窓のある施設についてはその作動点検も行うこと。

## 第3章 点検時期

### 第1節 点検時期

点検業務を行う時期については、概ね以下のとおりとする。

<機器点検>

年1回 7～9月の間に実施

<機器点検及び総合点検>

年1回 1～3月の間に実施

## 第4章 消防機関への報告

### 第1節 消防機関への報告

今期は、3年ごとの報告時期となるので総合点検後各消防本部消防署長あてに報告書を作成し提出すること。